

練馬区いきがいデイサービス事業委託事業者募集要領

1 目的

本要領は、「練馬区いきがいデイサービス事業委託」についての最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 件名 練馬区いきがいデイサービス事業の委託（単価契約）

(2) 履行期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

ただし、成績評価を行った結果、良好以上であると評価された場合、最高 3 年（更新 2 回）の随意契約を行うことがある。なお、介護保険法の改正等により、事業内容に変更が生じた場合は、この限りではない。

(3) 履行場所および概算経費（令和 6 年度予算を参考に算出）

施設	所在地	概算経費（税込）
厚生文化会館	練馬 4 - 2 - 3	1,415 千円
小竹地域集会所	小竹町 1 - 6 3 - 2	1,002 千円
中村地域集会所	中村南 2 - 2 3 - 1 2	1,444 千円
土支田中央地域集会所	土支田 2 - 3 2 - 8	1,444 千円
三原台地域集会所	三原台 3 - 1 3 - 1 7	975 千円
関町北地区区民館	関町北 4 - 1 2 - 2 1	1,415 千円
大泉学園地区区民館	大泉学園町 8 - 9 - 5	1,024 千円

詳細は、実施施設概要（別紙 1）のとおり

概算経費は事業運営費のみである。

概算経費を超えた見積価格の提案は無効とする。

本経費は、概算で算出したもので、令和 7 年度の委託料の上限額を明示したものである。また、令和 7 年第一回練馬区議会定例会において、令和 7 年度予算が成立したときに効力を生じるものである。

(4) 事業対象者 練馬区内に住所を有する在宅の 65 歳以上で自ら通うことが可能な方

(5) 実施回数および実施時間 週 1 回の施設ごとに区が定める曜日および時間

祝休日および年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）は除く。

(6) 業務内容 仕様書（別紙 2）のとおり

3 参加資格および欠格事項

3 - 1 参加資格

本事業の趣旨を理解し、高齢者福祉に関する事業を実施する事業者で、これまでに同事業または類似事業の活動実績（練馬区外における活動実績を含む。）があること。

類似事業とは、通所介護、通所型サービス、練馬区食のほっとサロン事業とする。

3 - 2 欠格事項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和61年4月1日練総経発第394号）による指名停止期間中である者
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成22年8月2日22練総経第335号）による入札参加除外措置期間中の者
- (4) 法人の場合は、法人事業税（特別法人事業税を含む）、法人税、消費税および地方消費税を滞納している者
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申し立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申し立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者

4 選定方法

4 - 1 日程

募集要領等の公表	令和6年11月1日(金)
質問受付期間	令和6年11月1日(金)～13日(水)
施設見学受付締切日	令和6年11月7日(木)午後5時
施設見学期間	令和6年11月8日(金)～12日(火)
質問回答日	令和6年11月15日(金)
参加表明届提出締切日	令和6年11月19日(火)午後5時
提案書受付期間	令和6年11月26日(火)～12月2日(月)
提案書提出締切および参加辞退届提出締切日	令和6年12月2日(月)午後5時
プレゼンテーション日程通知	令和6年12月10日(火)
プレゼンテーション	令和6年12月26日(木)
結果通知	令和7年1月15日(水)頃

4 - 2 プロポーザルへの参加表明および辞退

参加を希望する者は、プロポーザル参加表明届（様式1）を、また、プロポーザル参加表明届を提出した後に辞退する場合は、参加辞退届（様式2）を担当部署まで提出すること。

- (1) 受付期限 プロポーザル参加表明届：11月19日(火) 午後5時（必着）
プロポーザル参加辞退届：12月2日(月) 午後5時（必着）
- (2) 提出方法 電子メールで送信し、その旨を担当部署まで連絡すること。
- (3) 担当部署 練馬区 高齢施策担当部 高齢社会対策課 介護予防係
（担当）柳下 （電話）03-5984-2094
（電子メール）KOUREITAI SAKU11@city.nerima.tokyo.jp

4 - 3 施設見学

施設の見学を希望する場合は、11月7日(木)午後5時までに、担当まで連絡すること。電話での受付は、土日祝休日を除く。施設見学は必須ではない。

- (1) 連絡先 練馬区 高齢施策担当部 高齢社会対策課 介護予防係
(担当) 柳下 (電話) 03-5984-2094
- (2) 見学期間 11月8日(金)~12日(火)
- (3) 時間等詳細 個別に調整を行う
- (4) 注意事項 ア 施設に直接、見学の申込はできない。
イ 施設見学の参加人数は、1事業者あたり2名までとする。
ウ 車での来場はできない。

4 - 4 質問回答

募集に関する質問は質問票(様式3)に内容を簡潔に記入のうえ、以下の内容で行うこと。

- (1) 質問期間 11月1日(金)~13日(水)午後5時(必着)
期限を過ぎた質問は受け付けない
- (2) 提出方法 電子メールで送信し、その旨を担当部署まで連絡すること。
- (3) 担当部署 練馬区 高齢施策担当部 高齢社会対策課 介護予防係
(担当) 柳下 (電話) 03-5984-2094
(電子メール) KOUREITAI SAKU11@city.nerima.tokyo.jp
- (4) 回答方法 11月15日(金)に、質問者名を伏せたうえ、区ホームページにて寄せられた質問および回答を公表する。

4 - 5 提案書等の提出

参加を希望する者は、必ず事前に連絡のうえ、提案書等を以下の内容で提出すること。

- (1) 受付期間 11月26日(火)午前9時~12月2日(月)午後5時(必着)
- (2) 提出方法 提出場所に持参すること。(郵送は不可)
- (3) 提出場所 練馬区役所西庁舎3階 高齢施策担当部 高齢社会対策課 介護予防係
(担当) 柳下
- (4) 提出書類および提出部数

提出書類	説明	正本	写し
ア 応募申請書(様式4)		1部	6部
イ 事業者に関する事項 (ア) 事業者概要(様式5)		1部	6部
(イ) 受託実績申告書(様式6)	・過去3年間分を記入すること。類似の事業実績は、本要領の「3-1参加資格」を確認のうえ、記載すること。	1部	6部
(ウ) 本業務の実施体制(様式7)		1部	6部
(エ) 法人登記事項証明書	・履歴事項全部証明書 ・応募提出日の3か月以内のもの ・写しで可	1部	

提出書類	説明	正本	写し
(オ) 法人事業税、法人税、消費税の納税証明書	・ 未納税額が無いことの証明 ・ 直近1年分のもの	1部	
(カ) 決算資料	・ 法人全体の最新の貸借対照表および損益計算書1年分 ・ NPO 法人の場合は、貸借対照表および活動計算書を提出すること	1部	
ウ 提案事項および見積もり事項 (ア) 提案書(本要領4-6を参照) (様式8)	・ A4判縦、左2か所綴じ、横書き ・ 印刷は白黒で両面刷り、10ページ以内(表紙は含まず)、文字の大きさは11ポイント以上、カバー等はつけないこと	1部	6部
(イ) 見積書(様式9)	・ 事業運営費を積算すること ・ 色のついたセルに入力すること	1部	6部

正本で構成された1部と、写しで構成された6部を表の昇順に綴じること。

(5) 差し替えおよび再提出

受付期間後の提出書類等の差し替え、追加および再提出は認めない。

4-6 提案書の項目

提案書は、以下に従った構成とすること。各項目の表題も同じ表記とすること。

(1) 個人情報保護の取組について

- 個人情報保護および情報セキュリティ確保の取組
- 本事業実施における受付体制、個人情報の管理方法等

(2) 本事業の実施体制

- 事業の実施目的・現状を踏まえた事業運営の基本的な考え方
- 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組
- 従事者への研修体制、研修内容、研修計画

(3) 利用者への対応

- 利用者への公平公正な対応
- 苦情解決体制
- 従事者の接遇に関する取組

(4) 事業運営

- 人員配置
- 専門職の配置
- その他効率的な事業運営に係る提案

(5) 事業内容

- 高齢者の特徴に配慮した対応
- 利用者の主体性を引き出す取組
- 実施するプログラムの内容

ア 年間プログラム

イ 代表的な一日の流れ

食事の調達方法

利用者同士の交流が図れるような提案

利用者が楽しく食事をするための工夫

利用者との連絡体制

ア 利用者が欠席する場合の対応

イ 利用者が無断欠席した場合の対応

ウ 休みがちな利用者への対応

エ 事業を利用しなくなった者への対応

安全管理

ア 安全や事故防止に配慮したプログラムの提供

イ 感染症予防の対策や工夫

災害その他緊急時の危機管理体制

事故発生時や災害その他緊急時の区への報告体制

参加者の傷害保険、従事者の賠償責任保険の内容

その他独創的な提案

(6) 地域貢献

ア 区民雇用の促進

イ 物品の区内事業者からの調達等

ウ ボランティア等の活用の有無と活用内容

(7) その他

地域貢献、社会貢献、環境配慮等自由記載

4 - 7 審査方法

審査資格を満たす者について、提出書類の審査およびプレゼンテーションを行う。区の求める水準以上の提案を行った事業者で、希望施設の中で合計点が最も高い事業者を受託候補者とする。

(1) プレゼンテーション実施日(予定)

12月26日(木) 詳細は、別途通知する。

(2) 説明者

説明者は、本事業を受託した時に主な担当となる者で、2名以内とする。

(3) 注意事項

ア プレゼンテーションは提出した企画提案書等に基づいて行うこと。また、当日の資料の追加配付は認めない。

イ プロジェクター(Panasonic PT-FZ570J)、パソコンを接続するコード(ミニ D-Sub15pin および HDMI)およびスクリーンは区が用意する。パソコンは参加事業者が準備すること。

(4) 審査結果の通知

令和7年1月15日(水)頃に参加事業者に書面で通知する。

4 - 8 評価項目

練馬区いきがいデイサービス事業委託事業者選定評価項目および評価基準(別紙3)のとおり

5 受託候補者との協議

受託候補者と区の協議により、区の予算の範囲内で委託業務の詳細な内容を決定する。

受託候補者が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に、練馬区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のを新たに受託候補者として選定することができる。

6 情報公開

本件の業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては「プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準」（別紙4）に基づき取り扱うものとする。

7 その他事項

- （1）提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
- （2）提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
- （3）審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- （4）提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- （5）提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。
- （6）提案書等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- （7）提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- （8）本件にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しない、または解除することができる。なおこれに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。
- （9）本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。
- （10）いきがいデイサービス事業は、令和9年度までに他事業と再編する予定である。

8 問合せ先・担当

練馬区 高齢施策担当部 高齢社会対策課 介護予防係
練馬区豊玉北六丁目12番1号 練馬区役所西庁舎3階
（担当）柳下 （電話）03-5984-2094
（電子メール）KOUREITAIISAKU11@city.nerima.tokyo.jp